

令和 5 年 第 2 回定例会

道 志 村 議 会 会 議 録

令和 5 年 3 月 7 日 開 会

令和 5 年 3 月 17 日 閉 会

道 志 村 議 会

令和 5 年第 2 回道志村議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2

第 1 号 (3月7日)

○議事日程	3
○出席議員	4
○欠席議員	4
○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
○職務のため議場に出席した者の職氏名	4
○開会の宣告	5
○村長挨拶	5
○開議の宣告	6
○議事日程の報告	7
○諸般の報告	7
○会議録署名議員の指名	10
○会期の決定	10
○一般質問	10
佐 藤 喜 章 君	11
佐 藤 光 栄 君	17

第 2 号 (3月10日)

○議事日程	27
○出席議員	27
○欠席議員	27
○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	27
○職務のため議場に出席した者の職氏名	27
○開議の宣告	29
○議事日程の報告	29
○議案第 1 5 号から議案第 2 1 号の一括上程、説明、質疑、討論、採決	29

○閉議の宣告	3 4
○散会の宣告	3 4

第 3 号 (3月17日)

○議事日程	3 5
○出席議員	3 6
○欠席議員	3 6
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	3 6
○職務のため議場に出席した者の職氏名	3 6
○開議の宣告	3 7
○諸般の報告	3 7
○議事日程の報告	3 7
○日程の追加	3 7
○議案第5号から議案第14号の一括上程、説明、質疑、討論、採決	3 8
○議案第22号の上程、説明、質疑、討論、採決	4 2
○議案第23号から議案第29号の一括上程、説明、質疑、討論、採決	4 7
○議案第30号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 3
○議案第31号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 5
○議案第32号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 6
○発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 8
○日程の追加	5 9
○閉会中の継続調査について	5 9
○村長挨拶	6 0
○閉議の宣告	6 1
○閉会の宣告	6 1
○署名議員	6 3

道志村告示第 2 号

令和 5 年第 2 回道志村議会定例会を次のとおり招集する。

令和 5 年 2 月 2 4 日

道志村長 長 田 富 也

記

1 期 日 令和 5 年 3 月 7 日 (火)

2 場 所 水郷の郷やまゆりセンターふれあいホール

◎応招・不応招議員

応招議員（１０名）

１番	佐藤光栄君	２番	山口章君
３番	池谷銀重君	４番	佐藤徹君
５番	佐藤喜章君	６番	白井勝光君
７番	杉本孝正君	８番	佐藤進君
９番	出羽和平君	１０番	大田博文君

不応招議員（なし）

令和５年第２回道志村議会定例会

議 事 日 程 （第１号）

令和５年３月７日（火曜日）午前１０時開会

- 第 １ 諸般の報告
- 第 ２ 会議録署名議員の指名
- 第 ３ 会期の決定
- 第 ４ 一般質問
- 第 ５ 議案第１５号 令和４年度道志村一般会計補正予算（第８回）
- 第 ６ 議案第１６号 令和４年度道志村国民健康保険特別会計補正予算（第４回）
- 第 ７ 議案第１７号 令和４年度道志村国民健康保険診療所特別会計補正予算（第５回）
- 第 ８ 議案第１８号 令和４年度道志村簡易水道事業特別会計補正予算（第４回）
- 第 ９ 議案第１９号 令和４年度道志村介護保険特別会計補正予算（第４回）
- 第１０ 議案第２０号 令和４年度道志村浄化槽事業特別会計補正予算（第２回）
- 第１１ 議案第２１号 令和４年度道志村後期高齢者医療特別会計補正予算（第２回）
- 第１２ 議案第 ５号 道志村個人情報保護法施行条例
- 第１３ 議案第 ６号 道志村議会の個人情報の保護に関する条例
- 第１４ 議案第 ７号 道志村まち・ひと・しごと創生基金条例
- 第１５ 議案第 ８号 道志村消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正
する条例
- 第１６ 議案第 ９号 道志村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改
正する条例
- 第１７ 議案第１０号 道志村職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例
- 第１８ 議案第１１号 道志村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 第１９ 議案第１２号 道志村手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 第２０ 議案第１３号 道志村公共物管理条例の一部を改正する条例
- 第２１ 議案第１４号 道志村国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 第２２ 議案第２２号 令和５年度道志村一般会計予算

- 第23 議案第23号 令和5年度道志村国民健康保険特別会計予算
第24 議案第24号 令和5年度道志村国民健康保険診療所特別会計予算
第25 議案第25号 令和5年度道志村簡易水道事業特別会計予算
第26 議案第26号 令和5年度道志村介護保険特別会計予算
第27 議案第27号 令和5年度道志村介護保険サービス特別会計予算
第28 議案第28号 令和5年度道志村浄化槽事業特別会計予算
第29 議案第29号 令和5年度道志村後期高齢者医療特別会計予算
第30 議案第30号 道志森のコテージの指定管理者の指定について
第31 議案第31号 指定管理者の指定期間の変更に関し議決を求めることについて
第32 発議第 1号 閉会中の継続調査について
-

出席議員（10名）

1番	佐藤光栄君	2番	山口章君
3番	池谷銀重君	4番	佐藤徹君
5番	佐藤喜章君	6番	白井勝光君
7番	杉本孝正君	8番	佐藤進君
9番	出羽和平君	10番	大田博文君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	長田富也君	副村長	山口晃司君
総務課長	菅谷克士君	住民健康課長	山口登美君
産業振興課長	山口俊一君	ふるさと振興課長	山口かおり君
教育課長	佐藤万寿人君		

職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局主幹	佐藤勇樹君
-------	-------

◎開会の宣告

○議長（出羽和平君） ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しております。

よって、令和5年第2回道志村議会定例会は成立しましたので、これより開会いたします。

（午前10時00分）

◎村長挨拶

○議長（出羽和平君） ここで、長田村長から招集の挨拶をお願いします。

〔「はい、議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 村長、長田富也君。

〔村長 長田富也君 登壇〕

○村長（長田富也君） 令和5年第2回道志村議会定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、令和5年第2回道志村議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様にはご多忙にもかかわらず、ご参集をいただき、厚くお礼申し上げます。

初めに、議員の皆様も既にご承知のこととは思いますが、令和3年の村長選挙において、不正投票があった可能性があるとの報道があり、しかも、私の親族がそれに関与しているというような報道がございました。ただ、私自身はその件に一切関与しておらず、報道や人づてで聞いたこと以外の情報もございません。そのため、現時点では私から申し上げることはございませんが、世間を騒がしていることに関しましては、大変申し訳なく思っているところでございます。

報道などによれば、現在捜査が進められているところであり、私としても捜査の結論に注目しているところがありますが、今後の捜査結果で、仮に親族などの関与が明らかになれば、そのことについては率直におわびを申し上げたいと考えておりますので、議員の皆様にもご理解のほどよろしくをお願いします。

さて、2022年の全国人口動態統計の報道などで、年間出生率が統計開始以来、初めて80万人を割り込み、岸田文雄首相も危機的状況だと述べております。その上で、少子化のトレンドを反転させるため、今求められる子ども・子育て政策を具体化し、政策を進めていくことが重要だとも強調し、異次元の少子化対策のために、たたき台を3月末までに取りまとめる議論を進めているとの報道がありました。

村でも、令和4年度の出生数が2人となり、まさに危機的状況であるため、保育や産後ケアなど全ての子育てで家庭を対象とするサービスの拡充や、道志村ならではのきめ細かな施策を展開する必要があると考えており、今後、国の動向を捉えつつ、少子化対策に取り組んでまいりたいと思っております。

また、政府は新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけを季節性インフルエンザと同じ5類に引き下げることになりました。しかしながら、コロナとの戦いが終わったわけではなく、住民の皆様の安心・安全を確保するため、引き続き、高い警戒感を持って感染防止対策を講じる必要がある状況でもあります。同時に、観光業をはじめとする地域産業の活性化は、住民の皆様の生活を支えるものであり、村の活力でもありますので、引き続き、必要な施策を講じていく所存であります。

さて、私は就任時から、安心・安全で豊かな道志村づくりを、交通インフラの整備こそが未来の道志村への第一歩だと皆様に強く訴え、県に対しても要望してまいりました。その結果、関係者の皆様のご協力により、大渡地区の国道413号1号トンネルが着工されるなど、目に見えて進捗状況が確認できるまでに来ることができました。また、県道都留道志線においても、県を事業主体とした防災トンネルを含む整備計画を事業化するため、近いうちに2度目の現地説明会を実施する予定とのことです。村としても、引き続き、県の事業化に向けた取組に協力し、若者が定住でき、住みよい地域をつくるための基盤づくりとして着実に計画が進行するよう、村民の皆様のご協力もいただきながら全力で推進してまいりますので、議員の皆様におかれましても、引き続き、ご協力をお願いしたいと思います。

さて、本定例会に付議します案件は、令和5年度一般会計当初予算は7つの特別会計当初予算を合わせた総額が、32億5,700万5,000円となり、前年度と比較して3億9,081万6,000円、10.7%の減額となっています。

そのほか、令和4年度補正予算7件、条例の制定3件、条例の一部改正7件、公の施設の指定管理者の指定1件及び指定管理者の指定期間の変更1件の計27件であります。

議案の詳細につきましては、議案審議で説明させていただきますので、ご審議のほど、よろしく願いいたしまして、開会に当たっての挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

◎開議の宣告

○議長（出羽和平君） これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（出羽和平君） 本日の議事は、配付してあります日程表第1号のとおりであります。

◎諸般の報告

○議長（出羽和平君） 日程第1、諸般の報告を行います。

監査委員から、地方自治法第199条第9項の規定に基づき、令和4年11月、12月、令和5年1月分の例月出納検査結果についての報告が提出されております。その写しをお手元に配付しておきました。

次に、地方自治法第121条の規定に基づき、議長から、今定例会に村長及び教育長に対し、説明員の出席要求を行いましたのでご報告いたします。

なお、教育長につきましては、本日は欠席の通知がありましたので、ご了承願います。

また、報道関係者より議場内での撮影の申出がありましたので、議会傍聴規則第9条の規定により、議長においてこれを許可いたしましたので、ご報告いたします。

一般質問について申し上げます。

今定例会においては、申合せ事項により、一般質問を一問一答方式で行います。一般質問の通告者及び当局者は、質問並びに答弁の要旨を分かりやすく簡潔にお願いいたします。

次に、令和4年第7回定例会において議決した各委員会の閉会中の継続調査の報告を求めます。

議会運営委員長、池谷銀重君。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 池谷銀重君。

〔議会運営委員長 池谷銀重君 登壇〕

○議会運営委員長（池谷銀重君） 議会運営委員会の閉会中の継続調査について報告をさせていただきます。

令和4年第7回定例会において、議会の運営に関する事項について継続調査を要する旨を議長に対し申し出、12月9日の本会議において議決された件についての報告であります。

3月1日午後1時30分より議会事務局室において委員会を招集し、委員4名と議長、議案説明のため総務課長、職務のため議会事務局の出席がありました。

決定された事項は次の3項目です。

- 1、会期は本日より 3 月 17 日までの 11 日間とし、配付してある日程表のとおりとすること。
- 2、一般質問の通告者は 2 名です。
- 3、議会運営委員会の閉会中の継続調査を申し出ること。

以上で、議会運営委員会の閉会中の継続調査についての報告を終了いたします。

○議長（出羽和平君） 総務文教常任委員長、白井勝光君。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 白井勝光君。

〔総務文教常任委員長 白井勝光君 登壇〕

○総務文教常任委員長（白井勝光君） 総務文教常任委員会の閉会中の継続審査についてご報告させていただきます。

令和 4 年第 7 回定例会において、所管事務の調査を要する旨を議長に申し上げ、12 月 9 日の本会議において議決された件についての報告であります。

令和 5 年 1 月 16 日午前 10 時より、議会事務局において総務文教常任委員会を開催いたしました。委員全員、職務のために議会事務局長、議会事務局の出席がありました。

以下のことに対して審議いたしました。

- 1、通学路の危険箇所の要望書に対してのまとめ。
 - 2、小・中学校教職員からのお願いに対しての対応。
- の 2 点です。

令和 5 年 1 月 25 日 13 時 30 分より、議長と副委員長によって、通学路危険箇所の要望書を村長さんに提出を行い、早期に実現するようにお願いをいたしました。

また、閉会中の継続調査の申出につきましては、所管事務の調査について、今後も継続調査を要することを決定しましたので、会議規定の規定により議長に申し出しいたしました。

以上で、総務文教委員会の閉会中の継続調査の報告といたします。

○議長（出羽和平君） 建設厚生常任委員長、佐藤徹君。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 佐藤徹君。

〔建設厚生常任委員長 佐藤 徹君 登壇〕

○建設厚生常任委員長（佐藤 徹君） 建設厚生常任委員会の閉会中の継続調査について報告させていただきます。

令和 4 年第 7 回定例会において、建設厚生常任委員会の調査について継続調査を要する旨

を議長に対し申し出、令和4年12月9日の本会議において議決された件についての報告であります。

令和4年12月14日、建設厚生常任委員会を招集し、午後1時30分より議会事務局において議員5名と議長、職務のため、議会事務局、議会事務局長の出席があり、竹之本地区のり面工事の下請け金額についての説明を受け、協議いたしました。

また、今後も継続調査を要することと決定しましたので、所管事務の調査について会議規則の規定により、閉会中の継続調査を申し出いたしました。

以上で建設厚生常任委員会の閉会中の継続調査についての報告とさせていただきます。

○議長（出羽和平君） 広報常任委員長、杉本孝正君。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 杉本孝正君。

〔広報常任委員長 杉本孝正君 登壇〕

○広報常任委員長（杉本孝正君） 広報常任委員会の閉会中の継続調査について報告させていただきます。

令和4年第7回定例会において、所管事務の調査を要する旨を議長に対し申し出、12月9日の本会議において議決された件についての報告であります。

12月12日午前9時より、議会事務局室において広報常任委員会を開催しました。議長及び議会事務局長、議会事務局、委員全員の出席があり、その後、16日までの5日間において、どうし議会だより第57号について、レイアウトや掲載する記事の内容について協議、編集を行い、完成することができました。

12月28日、印刷が終了し、令和5年1月1日、自治会長により配布していただきました。

令和5年2月16日、全国町村議員会館において、令和4年度町村議会広報クリニックがあり、議会だより57号のクリニックを受け、事務局、委員全員にて参加しました。

令和5年3月1日午前10時より、議会事務局室において、議長及び議会事務局長、議会事務局、委員全員にて、どうし議会だより第58号のレイアウトや掲載する内容、日程について協議しました。

以上、広報常任委員会の閉会中の継続調査の活動内容でしたので報告とさせていただきます。

また、委員会後、閉会中の継続調査の申出につきましては、所管事務の調査について、今後も継続調査を要することと決定しましたので、会議規則の規定により、議長に申し出たし

ました。

以上で広報常任委員会の継続調査の報告とします。

○議長（出羽和平君） 以上で諸般の報告を終わります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（出羽和平君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則の規定により、第4番議員、佐藤徹君及び第5番議員、佐藤喜章君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（出羽和平君） 日程第3、会期の決定の件を議題とします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から17日までの11日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から17日までの11日間と決定いたしました。

◎一般質問

○議長（出羽和平君） 日程第4、一般質問を行います。

質問の通告者は2名です。

それでは、通告1番、第5番議員、佐藤喜章君の発言を許します。

〔「その前に議長いいですか」〕

○議長（出羽和平君） はい、8番。

○8番（佐藤 進君） 今、タブレットのほうが動かなくなって、一般質問の、消えちゃって、1回、出てこない。紙か何かで用意していただけないと、全然進まない。

○議長（出羽和平君） それでは、暫時休憩いたします。

（午前10時22分）

○議長（出羽和平君） それでは、休憩前に引き続き会議を行います。

（午前10時29分）

○議長（出羽和平君） 日程第4、一般質問を行います。

質問の通告者は2名です。

◇ 佐 藤 喜 章 君

○議長（出羽和平君） それでは、通告1番、第5番議員、佐藤喜章君の発言を許します。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 佐藤喜章君。

〔5番 佐藤喜章君 登壇〕

○5番（佐藤喜章君） 一般質問を行います。

1番、本年度予算の重点施策についてであります。

3年にわたるコロナ禍の中、2類から5類への引下げが国で決定され、規制の緩和が見込まれます。冷え切った経済状況を挽回する状況となってきました。新年度予算ではどのような施策で、村の経済状況回復を考えていますか。村長にお願いします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 村長、長田富也君。

○村長（長田富也君） お答えいたします。

令和5年度の当初予算では、サテライトオフィスの改修を予定しております。これは、国のデジタル田園都市国家構想交付金を活用し、現在利用している施設をより充実させ、利用者の増加による都市住民との交流で地域の活性化を図るものです。また、地域活性化起業人事業で、企業から社員を派遣させ、企業の持つ知見やノウハウを活かして、村の魅力や価値を洗い直し、経済の活性化を進めることとしております。

以上です。

○5番（佐藤喜章君） 再質問です。

○議長（出羽和平君） 佐藤喜章君。

○5番（佐藤喜章君） 前年度に、サテライトオフィスの件で補助金の返還というようなものが、事業を取りやめていましたというようなことがありましたけれども、今年度は、いろいろな計画を練って大丈夫と思いますので、ぜひ正しいというか、しっかりした計画をしていただいて、事業のほうを進めていただきたいと思います。

次の質問に移ります。

都留道志線防災トンネル建設の進捗状況については。

2月の知事選挙遊説で、長崎知事は、近いうちに住民説明会を開く予定だと言われました。道志村にとって、大変重要なインフラ整備です。これから先、若者が定住し、子供たちの通学の送り迎えや買物など、安全で便利な都留市、また、その先の市や町へのアクセスが安心してできます。村でも県との連携の中で、いつ頃に説明会ができるのか予定はありますか。村民も大変関心を持っています。村長にお答えをお願いします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 村長、長田富也君。

○村長（長田富也君） その件の答弁をさせていただきます。

県では、現在、ルートや道路構造について検討を進めております。今後、具体的な道路計画について示されると聞いています。村では、それを受けて、県と連携を図りながら住民説明会の日程を調整していきたいと考えております。

以上です。

○5番（佐藤喜章君） 再質問をお願いします。

○議長（出羽和平君） 佐藤喜章君。

○5番（佐藤喜章君） ということは、まだ、おおよそいつ頃かというような、日にち的にはまだ決まっていないということでしょうか。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 村長、長田富也君。

○村長（長田富也君） 一応、提案としていますが、この議会が終わって、その後、住民説明会というか、県からの判断で1回話してみたいなという考えでおります。これは、多分、まだ、正式ではないですけども、20日頃を考えておりますけれども、それが実行できるように努力していきます。

以上です。

○5番（佐藤喜章君） 再質問です。

○議長（出羽和平君） 佐藤喜章君。

○5番（佐藤喜章君） その先ほど申しましたように、道志村にとって大変重要なインフラの整備でありますので、ぜひ、このトンネルの実現するように、村長、ぜひともお願いします。

それでは、3番目の質問に移らせていただきます。

413号の大渡トンネルの進捗状況は。

橋脚の工事や取付道路の工事が進んでいるように見られますが、この工事が完成後は安心・安全な国道となり、大型バスの通行が容易になるなど、観光客の増加による大きな経済効果が見込まれます。一日も早い完成を待ち望んでいます。本格的なトンネルの掘削はいつ頃になりますか。担当課長お願いします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 産業振興課長、山口俊一君。

○産業振興課長（山口俊一君） お答えさせていただきます。

山梨県に確認をさせていただいたところ、現在、野原及び大渡地内において、114メートルのトンネル工事の進入路となる部分の道路改良工事を進めておりまして、来年度からトンネルの掘削工事に取りかかる予定とのことでございます。3月13日には、国道413号1号トンネルの安全祈願祭が行われまして、村長が出席予定となっております。

以上です。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 佐藤喜章君。

○5番（佐藤喜章君） ありがとうございます。

それでは、4番目の質問に移らせていただきます。

総務文教常任委員会要望書の取扱いについてです。

昨年11月、総務文教常任委員会、建設厚生常任委員会合同で、村内通学路の危険箇所等の点検、確認を実施し、通学路の安全対策について要望書を1月25日に提出をいたしました。

子供達の安全な通学路を確保して、不慮の事故が起きないように早急に改修が必要な箇所もあります。どのように検討し、新年度の予算に盛り込まれているか伺います。担当課長お願いします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 教育課長、佐藤万寿人君。

○教育課長（佐藤万寿人君） 議会から頂きました要望書につきましては、全ての箇所を確認いたしました。

村道等においては、修繕費で対応が可能ですので、令和5年度予算で危険がないよう修繕いたします。国道に関しましては、県の担当者と共に現地を確認いたしました。各箇所ごとに個別の問題点がありましたので、それぞれの箇所の修繕内容を検討の上、県に要望する予定であります。

以上です。

○議長（出羽和平君） 佐藤喜章君。

○5番（佐藤喜章君） ありがとうございます。

続きまして、5番の質問です。ちなみアンドきんし育英基金についてです。

村出身の佐藤稔氏から、毎年1,000万円の寄附があり、今後も継続的に寄附する旨のお話があったと村から説明を受けましたが、このことを村民に広く周知するために、どのような手段を考えていますか。

また、使い道として、高校生に2万円の助成をするようですが、さらに、山梨県で一番、日本で一番と言われるような子育て環境、支援策の充実を図る施策へ投資、実施をすることによって、日本で一番の子育て支援をしている村として発信することになり、移住定住対策、少子高齢化対策の面からも大いに効果があるものと考えていますが、村としてどのようにお考えか、実施するのであれば、どのような事業をお考えなのか具体的にお答えをお願いします。担当課長お願いします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 教育課長、佐藤万寿人君。

○教育課長（佐藤万寿人君） この寄附金と助成の内容につきましては、広報どうし5月号に掲載する予定です。併せて、令和5年度に高等学校等に在学する生徒がいる家庭には、基金の内容及び助成の主旨、申請方法などを周知いたします。

また、今後の子育て支援事業につきましては、この基金の目的が寄附していただいた佐藤氏の意向も踏まえ、高等学校等に在学する生徒の家庭に対する助成を目的としているため、現時点では考えておりません。

以上です。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 佐藤喜章君。

○5番（佐藤喜章君） 使い道というのは、もうその高校生に助成することだけにということで決まっているということで考えていいですか。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 教育課長、佐藤万寿人君。

○教育課長（佐藤万寿人君） 前回の議会、2月の臨時議会の際に基金条例を議案として提出させていただきました。その第1条に目的が書かれておりまして、高等学校等に在学する

生徒を持つ家庭の助成にこの基金を使うという、そういう目的になっておりますので、現時点では、高等学校等に在籍する家庭の助成という目的以外には使わない予定になっております。

以上です。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 佐藤喜章君。

○5番（佐藤喜章君） 例えば、その高校生だけではなくて、村の子供たちに使うというようになことに変更するというようなこともできます。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 教育課長、佐藤万寿人君。

○教育課長（佐藤万寿人君） 今後、この基金、佐藤氏からの寄附金によって成り立っている基金ですけれども、高校在学する生徒たちの減少等により、基金の使い道が変えたほうがいいという意見が多くなれば、条例を改正した上で、そういうことが可能になるんだと考えます。

以上です。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 佐藤喜章君。

○5番（佐藤喜章君） 毎年、1,000万円という金額ですので、かなり大きな金額なので、高校生だけにとというのは使い切れるのかなという心配がありますけれども、そういうことで、変更が可能ということであれば、ぜひそのときにはお願いします。

次に、6番目になります。

名誉村民の西川先生の立像の移設についてであります。

令和2年12月定例会一般質問で、先生の立像移転について検討するとの答弁をいただきましたが、現在に至るまでそのような動きが見られません。どうなっているのか再度お尋ねをいたします。担当課長お願いします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 総務課長、菅谷克士君。

○総務課長（菅谷克士君） お答えいたします。

このことにつきましては、令和4年6月の定例会一般質問の答弁でも、移設場所をやまゆりセンター敷地内とし、できる限り早い時期での移設を計画しているとお答えさせていただ

いております。その後、移設費用を積算しまして、予算化も検討してまいりましたが、西川教育基金の残高2,100万円余りの残高の使途についても同時に協議と検討しているところでございます。その西川先生の村への教育の思いが多くの人に伝わるように、移設場所についても、同時に引き続き、検討協議しているところでございます。

以上です。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 佐藤喜章君。

○5番（佐藤喜章君） 引き続きと今、言われましたけれども、結構長い間、もう引き続いて、検討しているようではけれども、ぜひ早めに移設のほうをお願いいたします。

続きまして、7番目の質問をさせていただきます。

道の駅移動販売の成果についてであります。

先日の新聞で、移動販売の記事があり、販売先の住民の声が掲載されていました。運転免許証を持っていないので本当に助かりますとか、近所の人と話ができたり、楽しい時間が取れましたなど、販売車が来ることでいろいろな効果が生まれています。利益追求のほかにも大切な役割があると思いますが、この取組を今後も続ける予定はありますか。課長、お願いします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 産業振興課長、山口俊一君。

○産業振興課長（山口俊一君） お答えさせていただきます。

道の駅の移動販売につきましては、昨年度、試験実施を行いまして、本年度につきましては12月から3月までの期間中、合計7回実施予定でございます。

回を重ねるごとに喜んで利用される方も増えておりまして、今後も、利用者の方の声を聞きまして、販売だけでなく、見守りも含めた中での村民還元事業として継続していきたいというふうに考えてございます。

以上です。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 佐藤喜章君。

○5番（佐藤喜章君） 販売する前にチラシが新聞に入ってきたり、販売者ばかりではなく、道志の湯の新しいチケットもチラシに入ってきましたので、道の駅どうしの方たちが大変努力しているということが伝わってきます。ぜひ、これからも、その利益の追求ばかりではな

くて、村民の福祉のためにも使っていただければと思いますので、よろしくお願いします。

以上で終わります。

○議長（出羽和平君） 通告1番、佐藤喜章君の一般質問を終わります。

◇ 佐 藤 光 栄 君

○議長（出羽和平君） 次に、通告2番、第1番議員、佐藤光栄君の発言を許します。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 1番、佐藤光栄君。

〔1番 佐藤光栄君 登壇〕

○1番（佐藤光栄君） 一般質問の機会をいただき感謝申し上げます。

まず、質問に入る前に、道志村行政と議会議員に対して、村民から数多くの怒りと不平不満の声があります。そこで、村民の代表として、村行政に対する怒り、不平不満と村議会に対する怒りの声を代弁させていただきますが、議長、よろしいでしょうか。了解いただけますか。

○議長（出羽和平君） はい。

○1番（佐藤光栄君） ではまず、村政に対してですが、1つ目、村長も初めて村長に就任してから既に10年が過ぎようとしているが、よくこんなぶざまな村にしてくれたもんだ。何一つ村のためになったことはない。今、道志村はどん底状態だ。

2つ目、4年に1度、村長選挙のときには絶対に不可能で完成することはないドウダカトンネルがすぐにでもできるかのように村民をだまして、票を集めて当選しています。だまされる村民がかわいそうだ。

3つ目、公約だけはやたらするけれども、何一つ公約としてできたものがない。どうしてもいい花火大会だけは強引にしてきたようだ。無駄だ。

4つ目、今は昭和から平成の時代を過ぎて、令和の時代。いつまでも昭和時代の考えは終わらせろ。老人は早く引っ込め。

5つ目、副村長も教育長も課長たちも偉そうな顔をしているけれども、村民の税金で給料をもらっていることを忘れるな。特別職や管理職がそんなに偉いか。そんなに優れた人間だと思っているのか。世間にはもっと優秀な人間がいます。もっと世間に通用する人間になれ。もっと社会勉強しろ。

こんな行政に対する怒りの声が聞こえます。また、議会議員への怒りの声もいっぱい聞こ

えます。

まず、議員へ、1つ目、議員は村長の家来ではない。行政を指導、監視の上、議案の決定ができる権利を与えられていて、村長と同じく選挙で選ばれた二元代表制であることを知らないのか。

2つ目、議員なら議員らしく、法律も条例も理解できるよう、もう少し勉強しろ。

3つ目、ただ議案が出れば、何の疑問も持たず、その議案に賛成するだけの賛成議員か。

4つ目、村長に反論もできず、提言もできず、ただ餌をもらって飼われている家畜議員なのか。

5つ目、こんなみっともない恥ずかしいぼんくら議員なら辞めてしまえ、とまだまだ数多くの怒りや不平不満の声が聞こえてくるけれども、きりがなから村民の声を代弁して、この辺で切ります。

では、質問に入らせていただきます。

まず、村長の行政運営方針について伺います。

初めに、村長の在任期間3期10年が経過し、3期目も任期が約2年4か月余りであるが、現在までの3期10年の実績を聞かせてください。また、今後の行政運営をどのように実行していくか伺います。お願いします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 村長、長田富也君。

○村長（長田富也君） 質問にお答えします。

私は就任時より、若者が定住でき、安心・安全で豊かな村づくりは、交通インフラの整備こそが未来への道志村への第一歩だと訴えてきました。そのことから、県に対して交通網の強靱化を強く要望し、国道413号の危険箇所対策工事が急ピッチで進められ、令和3年7月には、雨量による交通規制が解除されました。

さらに、神奈川県方面へのアクセス向上のため進められていた国道413号1号トンネルが大渡地区で着工されるなど、目に見えて進んでまいりました。同時に、県道都留道志線の防災トンネルを含む整備計画も事業化できるよう、現在、県と協力しながら取り組んでおります。

そのほか、学校教育では、一体型校舎を生かした小・中連携教育を充実させたほか、健康長寿社会の推進をするため、65歳以上の住民を対象に実施している温泉施設入浴料助成事業で、高齢者の交流の機会を創出し、健康の維持増進、介護予防に資する事業を実施してまい

りました。また、ふるさと納税では、返礼品を充実させ、寄附額の大幅な増額を実現しております。

今後も、様々な分野で住民の皆様が安心・安全で豊かな暮らしを実感できるよう施策に取り組んでまいります。

以上です。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 佐藤光栄君。

○1番（佐藤光栄君） 再質問ですが、行政運営は目標と成果により、地域をよりよいものにするために、法律、条例、規則等に従い、村民の声を取り入れ、事業計画を行うものですが、現村政は村民の声を聞くことをしていません。

そこで、村長に伺います。なぜ、村民との懇談会を行わないのか。また、今後行う予定がないのか。村長の考えを聞かせてください。お願いします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 村長、長田富也君。

○村長（長田富也君） 今の再質問ということですか。

村政と語る会を多分、1回させてもらったんですが、そのことがなかなか村民との関係が
いい話ができないで、そして、何て言うんですか、誹謗中傷みたいな言葉をかけられまして、
それ以外に、それこそできないことですが、それ以外に若者としっかり話合いをして、
希望を聞いて、考え方を聞いて、できれば、そのように施策を進める、そういう話をして、
実行もしているつもりです。

以上です。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 佐藤光栄君。

○1番（佐藤光栄君） ただいまの回答にはちょっと疑問もありますし、世間から見れば、懇談会等をやっていないというのが見えると思います。

再々質問でございますが、行政運営は長田村長が選挙で掲げた公約を行うだけではなくて、
村民の声を聞き、時代にマッチした質の高い行政サービスを提供することによって、円滑な
行政運営ができると思いますが、村長がどう考えるか、また、行政運営方針を示す考えがあるか伺います。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 村長、長田富也君。

○村長（長田富也君） 行政運営方針などは、常に、例えば今日の議会のときに、予算と一緒に説明もしていると思います。それ以外にもいろいろな役所でやっていることを情報を流している、そういうふうには自分では思っております。それが多分、〇〇〇と思っております。

以上です。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 佐藤光栄君。

○1番（佐藤光栄君） 村民と共に行政運営を行っていただきたいと思います。

次の質問に移ります。

村政運営を行う上で、法律、条例、規則等を遵守して行っているか、村長に伺います。お願いします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 村長、長田富也君。

○村長（長田富也君） お答えします。

法律、条例、規則については、遵守してやっております。

以上です。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 佐藤光栄君。

○1番（佐藤光栄君） 再質問ですが、先日のサンニチ新聞に、道志の湯サブスクの記事が掲載されていました。

道志の湯サブスクは、一定の期間、一定の料金で温泉に入り放題の券のことです。道志の湯の使用料は、道志の湯の設置及び管理に関する条例で決められていて、村民以外、大人の場合は1日700円以内となっています。

道志の湯サブスクでは、本年2月1日から3月13日まで、一般の大人3,500円で温泉に入り放題かもしれませんが、この期間中に都合により2日間しか利用できなかった場合は、1日1,750円の使用料となります。これは条例違反です。村が定めている条例を指定管理委託している株式会社どうしが違反しているのです。株式会社どうしの社長は村長です。社長と村長が同じ人だと、ええわ、いいわでこうしたことが平然と行われる可能性は高いと思います。

このことをどう考えるか、また、社長を交代したほうがいいと思うか、村長の考えを伺い

ます。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 村長、長田富也君。

○村長（長田富也君） どの質問をお答えしていいか、何とも、よく分かりませんが、社長を交代すると言っていますけれども、それは、前にも言ったとおり、株式会社どうしが平常な売上ができるようになったら交代したい、そういう話をしていると思いますけれども、なかなかコロナとか、いろいろな経済状況の中で、なかなかしつかりした経営が今までできなかったんですけれども、最近は大分、経営が落ち着いてきたかな、そういうふうに思います。経営が落ち着けば、前からの話があるように、やりたいなと思います。

以上です。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 佐藤光栄君。

○1番（佐藤光栄君） 経営が軌道に乗ったら社長を辞めたいというような話ですが、今まで10年かかって経営が軌道に乗ったことはありません。悪くなるばかり。赤字、赤字の株式会社どうしです。いろいろ言っても辞める気がなければしょうがないと。

法律、条例、規則等を守って仕事を行うのは当たり前のことです。改正が必要であれば、手順をしっかりと踏んで行うよう、村長、職員に指示してくださいということで、次の質問に入らせていただきます。

村長選挙の不正投票疑惑についてです。

令和5年2月21日、読売新聞とNHKテレビ等で、令和3年7月に行われた村長選挙で、村長の親族による不正投票疑惑があり、罪を認めていると報道されました。村長はこのことについて、身に覚えがないと山梨日日新聞等で報道されました。

そこで、1つ目の質問ですが、村長の親族が事件に関与していれば、連座制で村長まで罪に問われる可能性があります。また、親族の事件ですので、村長の道義的責任もあると思いますが、村長は自身の進退について、どうお考えですか。お答えください。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 村長、長田富也君。

○村長（長田富也君） お答えします。

開会の挨拶でも申し上げましたが、私自身、一切その件には関与しておらず、現在捜査が進められているとのことなので、責任や進退に関しましては、お答えすることはありません。

以上です。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 佐藤光栄君。

○1番（佐藤光栄君） 再質問でございますが、やったことがないなら、やったことがいいことなのか悪いことなのか、私には理解ができない。どういう気持ちなのか聞かれても、自分が理解していないので答えようがない。

2月22日のサンニチ新聞に掲載されていましたが、3月3日の山梨サンニチ新聞には、捜査の結果が出て、親族の関与が明らかになれば、素直におわび申し上げたいと掲載されていたので、新聞等で報道された書類送検内容は理解できていると思いますけれども、事の重大さをもっと重く受け止めるべきではないかと思いますが、村長は素直におわび申し上げたいと、事の重大さを認識できていないように感じます。

虚偽の転入届を提出した4人は、3月から7月の4か月ほどの住民で、村民税の課税対象基準日1月1日には住所がないため、村民税の納付はありません。また、国勢調査にも反映されない住民です。国保、後期高齢者保険等に参加していれば、医療費を村が負担します。また、選挙時の経費、広報の郵送料等、住民サービス経費がかかっています。

本来、使わなくてもいい経費を、村長、あなたの親族があなたを当選させたかったと行った行為に、道志村のお金を使うことも詐欺ではないか。親族の関与が明らかになれば、虚偽の転入届に経費の請求を行う必要があると思います。事の重大さを受け止め、虚偽の転入者にかかった経費の請求を行う予定があるか、村長にお伺いします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 村長、長田富也君。

○村長（長田富也君） 質問の内容がよく分からないですけれども、どういう結果でそういう話が出るか分からないですけれども、今のところ、さっきも言った、おっしゃっていることは考えていないです。

以上です。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 佐藤光栄君。

○1番（佐藤光栄君） 無駄な金を使っていたことが判明すれば、村民のお金ですよ、請求するのは当たり前かと思います。

再々質問になりますが、奈良県黒滝村が出資する第三セクターの副社長などが、国の雇用

調整助成金をだまし取った罪で起訴された事件を受けて、黒滝村の辻村村長は出資していた村の監督責任もあるので、けじめをつけると述べ、責任取って辞任するとの報道がありました。この事件には村長は関与していないが、出資している村の監督責任もあるとのことで、村長職を辞任すると。すばらしい村長だと思います。

親族が、あなたのために行った行為は、公職選挙法違反で、6人が内容を認めていると報道されています。村長には、親族が犯した事件ですので、道義的責任があります。捜査の結果が出て、親族の関与が明らかになれば、素直におわび申し上げたいでなく、道義的責任を取って辞職すべきだと思います。辞職する考えはありますか。村長、伺います。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 村長、長田富也君。

○村長（長田富也君） 先ほどから答弁させてもらっているんですけども、今の質問にはお答えする段階ではないと思います。

以上です。

〔発言する者あり〕

○議長（出羽和平君） 静かに。お静かに。お静かにお願いします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 佐藤光栄君。

○1番（佐藤光栄君） いずれにしても、村長は、事の重大さということはほとんど考えていないと。私には関係ない、知りませんというような態度でいると思います。

では、次の質問に入ります。

この事件により、道志村が受けたダメージは計り知れないものだと思うが、村長の言っている住んでみたい村、住んでよかった村の実現を親族に邪魔されているが、その親族をどう思っているか村長に伺います。お願いします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 村長、長田富也君。

○村長（長田富也君） 先ほどの答弁と同様、お答えする段階ではないと思っております。

以上です。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 佐藤光栄君。

○1番（佐藤光栄君） 今回の事件は、ネットを見ればほとんどの地方新聞が掲載していて、

テレビでも広範囲に放映されています。村外の親戚や知人から、道志村の選挙は汚い手を使ってやっているんだ、現金買収はしていないのか、こんなことで報道されてイメージダウンだな、などと言われています。また、道志村出身者からも、道志村の恥だ、村民が立ち上がって、駄目なことは駄目でけじめをつけるべきだ、昔は道の駅や道志の湯も入客が多く、評判もよかったけれども、最近は本当に駄目だな、この事件でまた駄目になったなどと言っています。道志村の高校生や大学生も、友達やアルバイト先でこの事件の話をされて、とても恥ずかしかったと言っています。

村長に対しての批判と村に対しての書き込みでは、いいことか悪いことか分からないなら、村長に小・中学校の社会科の授業を受けさせろ。犯罪までして親族は長田を村長にしたいのか、わしなら恥ずかしくて辞任するけどね。自分が知らなくても身内がこんなことをしたら、恥ずかしくて村長なんてできない。権力におごる年寄りは醜いですね。それに、親族すらも管理できない人に、村の管理なんてできるわけがない。老害以外の何ものでもない。選挙で不正を行うのは、民主主義に対する重大な挑戦などと、数知れぬほど、長田村長の批判が書き込まれています。

また、移住するときはこんな村やめましょう、道志村は終わったな、選挙を何だと思っているんだ。道志の不正選挙は前にもあったよねと村のイメージを悪くする書き込みも数多く見られます。

村長の親族が容疑を認めている以上、道義的責任を取って、村長職を辞職するのが筋と考えます。親族の関与が明らかになったときは、親族の名前を村長から公表していただきたい。仮の話でございますが、親族の名前を挙げる予定はありますか。多分、回答はないという回答だと思いますので、省略します。

再々質問ですが、親族が容疑を認め、公職選挙法違反で書類送検された村長から任命されている副村長、教育長は、この事件をどう思っているか、また、仮に親族の関与が明らかになった場合は、村長はどう対応すればいいのか、副村長と教育長に伺いたいのですが。教育長、欠席のようですが、副村長、お願いいたします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 副村長、山口晃司君。

○副村長（山口晃司君） お答えさせていただきます。

ただいまの質問でございますが、新聞紙上では書類を送検された、あるいは捜査中であるというようなことでございますが、その件についてはまだはっきりしている状況ではないと、

捜査中の段階であるというようなことで、それ以上について、私から現段階で述べることは
ございません。

そしてまた、村長が直接、答弁しているわけでございますので、それを越えた発言は、私
からは、現在は先ほども言ったとおり、答えるべき段階ではない、そんなふうに思っており
ます。

以上です。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 佐藤光栄君。

○1番（佐藤光栄君） すばらしい回答でございます。それ以上の回答はできないと思います
ので、質問は以上で終わりますけれども、コメントとして、先日、山梨大学助教授のフジワ
ラ氏が次のようなコメントをしています。僅差でのこうした事件は徹底的に究明しなければ
ならないとありました。村長の対応によっては、不信任案の提案も考えなければならないと
思います。

議員の皆さんにお願いです。この事件の重大さを認識して、村民の代表である議会人とし
て、徹底的に究明しましょうではありませんか。

以上で一般質問を終わります。この事件についてはまた、協議会で追及したいと思います。
よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○議長（出羽和平君） 通告2番、佐藤光栄君の一般質問を終わります。

この際、議事の都合により、暫時休憩いたします。

（午前11時15分）

令和5年第2回道志村議会定例会

議事日程（第2号）

令和5年3月10日（金曜日）午後2時開議

- 第 1 議案第15号 令和4年度道志村一般会計補正予算（第8回）
 - 第 2 議案第16号 令和4年度道志村国民健康保険特別会計補正予算（第4回）
 - 第 3 議案第17号 令和4年度道志村国民健康保険診療所特別会計補正予算（第5回）
 - 第 4 議案第18号 令和4年度道志村簡易水道事業特別会計補正予算（第4回）
 - 第 5 議案第19号 令和4年度道志村介護保険特別会計補正予算（第4回）
 - 第 6 議案第20号 令和4年度道志村浄化槽事業特別会計補正予算（第2回）
 - 第 7 議案第21号 令和4年度道志村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）
-

出席議員（10名）

1番	佐藤光栄君	2番	山口章君
3番	池谷銀重君	4番	佐藤徹君
5番	佐藤喜章君	6番	白井勝光君
7番	杉本孝正君	8番	佐藤進君
9番	出羽和平君	10番	大田博文君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	長田富也君	副村長	山口晃司君
教育長	佐藤文泰君	総務課長	菅谷克士君
住民健康課長	山口登美君	産業振興課長	山口俊一君
ふるさと振興課長	山口かおり君	教育課長	佐藤万寿人君

職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局書記 佐藤勇樹君

◎開議の宣告

○議長（出羽和平君） ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しております。
よって、これより会議を開きます。

（午後1時30分）

◎議事日程の報告

○議長（出羽和平君） 本日の議事は、配付してあります日程表第2号のとおりです。

◎議案第15号から議案第21号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（出羽和平君） 日程第1、議案第15号 令和4年度道志村一般会計補正予算（第8回）から日程第7、議案第21号 令和4年度道志村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）までの7案件を一括議題といたします。
村当局より提案理由の説明を求めます。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 総務課長、菅谷克士君。

○総務課長（菅谷克士君） 議案第15号 令和4年度道志村一般会計補正予算（第8回）についてご説明いたします。

令和4年度道志村一般会計補正予算（第8回）につきましては、第1条歳入歳出予算で、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,738万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億5,746万9,000円とするものです。

この補正予算は、年度末で歳入の額の確定が見込まれるものと事業執行の完了見込みに伴う事業費の精査、人件費の確定見込みによる補正が主となっておりますが、歳入及び歳出について、そのほか主要な事項についてご説明いたします。

まず、歳入につきましては、1款村税で、法人村民税及び固定資産税、入湯税等の収入見込みにより603万9,000円の増額、7款地方消費税交付金は交付額の決定により215万7,000円の増額、12款分担金及び負担金で学童保育料負担金等の減により25万2,000円の減額、13款使用料及び手数料はサテライトオフィス使用料及び村営住宅使用料等の減により23万2,000円の減額、14款国庫支出金は、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金で増額となる一方、障害児通所給付事業負担金や新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補

助金で減額し334万円の減額、15款県支出金は国保保険基盤安定負担金、生活困窮者緊急生活支援金給付事業費補助金等の減により434万1,000円の減額、17款寄附金は教育費寄附金でちなみ&きんし育英基金で1,000万円、まち・ひと・しごと創成寄附金で50万円の増額の一方、人と自然が輝く水源の郷づくり道志村応援寄附金で3,750万円減額し、2,700万円の減額となります。18款繰入金は財政調整基金繰入金を4,625万2,000円減額させるなどで4,055万7,000円の減額、20款村債は過疎対策事業債及び公共施設等適正管理推進事業債の増額により2,800万円の増額となっております。

次に、歳出につきましては、1款議会費は不用額の精査により206万8,000円の減額、2款総務費は、職員人件費のほか、ふるさと納税の減額に伴う返礼品予算等の減少により3,051万6,000円の減額、3款民生費は保育所費、国民健康保険特別会計への繰出金等の減額により1,784万1,000円の減額、4款衛生費は国民健康保険診療所特別会計への繰出金、予防接種費等で減額し914万4,000円の減額、6款農林水産業費は農地費の修繕費や地籍調査費、林業振興費の景観間伐事業の減額等で1,078万5,000円の減額、7款商工費は観光費で財源を伴う事業への変更や県単独補助事業への変更により477万8,000円の減額、8款土木費で簡易水道事業特別会計繰出金、浄化槽事業特別会計繰出金の減額のほか、建物調査耐震費、道路維持費、道路新設改良費などで事業費の確定により1,597万7,000円の減額、9款消防費は常備消防費で事務委託費及び非常備消防費の消防団活動事業費等の確定で834万7,000円の減額、10款教育費は電気ガス等の燃料費高騰により小・中学校及びスポーツプラザ屋内プールの光熱費で増額するものの、先進的教育活動モデル事業、やまゆりセンターの修繕費、学校給食費等で減額となり362万2,000円の減額、12款諸支出金は積立金で、人と自然が輝く水源の郷づくり道志村応援寄附金費で減少となる一方、公共施設整備等事業基金費、道志村森林環境譲与税基金費、ちなみ&きんし育英基金費積立金の増額により6,581万1,000円の増額となっております。

以上が歳入歳出の内容となります。なお、詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書及び事業説明書のとおりとなります。

次に、第2条、地方債補正につきましては、過疎対策事業債70万円、公共施設等適正管理推進事業債2,730万円の増額により6億2,754万3,000円を6億5,554万3,000円とするものです。詳細につきましては、第2表地方債補正のとおりです。

次に、第3条、繰越明許費補正につきましては、地方自治法第213条第1項の規定により翌年に繰り越して使用することができる経費を、2款総務費3億7,521万2,000円、6款農林

水産業費848万円、8款土木費2,384万円、9款消防費5,094万円で、総額4億5,847万2,000円となります。詳細については、第3表繰越明許費のとおりです。

以上が、令和4年度道志村一般会計補正予算（第8回）の内容です。ご審議をよろしくお願いいたします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 住民健康課長、山口登美君。

○住民健康課長（山口登美君） 議案第16号 令和4年度道志村国民健康保険特別会計補正予算（第4回）についてご説明いたします。

補正につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,863万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億4,918万円とするものであります。

主な補正内容についてご説明いたします。

歳入につきましては、1款国民健康保険料157万2,000円の減額、6款県支出金2,402万1,000円の減額、8款繰入金239万8,000円の減額、10款諸収入64万7,000円の減額、11款財産収入1,000円を減額するものです。

歳出につきましては、1款総務費23万円の減額、2款保険給付費2,833万1,000円の減額、5款保険事業費319万6,000円の減額、7款諸支出金311万8,000円を増額するものです。

なお、詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書のとおりです。

次に、議案第17号 令和4年度道志村国民健康保険診療所特別会計補正予算（第5回）についてご説明いたします。

補正につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ294万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,176万7,000円とするものであります。

第2条地方債では過疎対策事業債を50万円減額し2,920万円とし、第3条繰越明許費では、地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費として、1款総務費、オンライン資格確認システム導入事業51万2,000円と3款施設整備費、診療所医師住宅建築工事2,798万8,000円を繰越明許費とするものであります。

主な補正内容についてご説明いたします。

歳入につきましては、1款診療収入184万1,000円の減額、3款繰入金120万5,000円の減額、7款村債50万円の減額、9款県支出金60万円を増額するものです。

歳出につきましては、1款総務費260万円の減額、2款医業費43万4,000円の減額、3款施設整備費8万8,000円を増額するものです。

なお、詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書のとおりです。ご審議をよろしくお願いいたします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 産業振興課長、山口俊一君。

○産業振興課長（山口俊一君） 議案第18号 令和4年度道志村簡易水道事業特別会計補正予算（第4回）についてご説明いたします。

補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ27万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億173万6,000円とするものでございます。

補正予算の主な内容についてご説明いたします。

歳入につきましては、3款国庫支出金11万円の減額、5款繰入金243万2,000円の減額、7款諸収入3万円の減額、8款村債230万円を増額するものでございます。

歳出につきましては、1款簡易水道事業費28万1,000円の減額、2款公債費9,000円を増額するものでございます。

第2表地方債は、簡易水道事業債280万円を増額、過疎対策事業債50万円を減額、合わせて230万円を増額となっております。

第3条繰越明許費補正につきましては、地方自治法第213条第1項の規定により翌年に繰り越して使用することができる経費は、1款簡易水道事業費402万6,000円です。詳細につきましては、第3表繰越明許費のとおりです。

なお、詳細につきましては歳入歳出補正予算事項別明細書のとおりです。ご審議をよろしくお願いします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 住民健康課長、山口登美君。

○住民健康課長（山口登美君） 議案第19号 令和4年度道志村介護保険特別会計補正予算（第4回）についてご説明いたします。

補正につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ554万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2,525万2,000円とするものであります。

主な補正内容についてご説明いたします。

歳入につきましては、1款保険料356万6,000円の減額、3款国庫支出金230万9,000円の減額、4款支払基金交付金160万2,000円の減額、5款県支出金82万9,000円の減額、6款繰入

金276万円を増額するものです。

歳出につきましては、1 款総務費24万円の減額、2 款保険給付費418万7,000円の減額、4 款地域支援事業費209万3,000円の減額、6 款諸支出金97万4,000円を増額するものです。

なお、詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書のとおりです。ご審議をよろしくお願いいたします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 産業振興課長、山口俊一君。

○産業振興課長（山口俊一君） 議案第20号 令和4年度道志村浄化槽事業特別会計補正予算（第2回）についてご説明いたします。

補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ944万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,157万5,000円とするものでございます。

補正予算の主な内容についてご説明いたします。

歳入につきましては、1 款分担金及び負担金135万3,000円の減額、2 款使用料及び手数料10万円の増額、5 款繰入金110万円の減額、7 款諸収入11万2,000円の増額、8 款村債720万円を減額するものでございます。

歳出につきましては、1 款浄化槽事業費922万6,000円の減額、2 款公債費21万5,000円を減額するものでございます。

第2条地方債は、下水道事業債720万円の減額となっております。

なお、詳細につきましては歳入歳出補正予算事項別明細書のとおりでございます。ご審議をよろしくお願いいたします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 住民健康課長、山口登美君。

○住民健康課長（山口登美君） 議案第21号 令和4年度道志村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）についてご説明いたします。

補正につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ11万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,085万2,000円とするものであります。

主な補正内容についてご説明いたします。

歳入につきましては、2 款広域連合支出金4万8,000円の減額、6 款繰入金6万3,000円を減額するものです。

歳出につきましては、3款保険事業費11万1,000円を減額するものです。

なお、詳細につきましては歳入歳出補正予算事項別明細書のとおりです。ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（出羽和平君） 以上の7案件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 質疑なしと認めます。

次に、7案件について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 討論なしと認めます。

これより議案第15号から議案第21号までの7案件を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第15号から議案第21号までの7案件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 異議なしと認めます。

よって、議案第15号 令和4年度道志村一般会計補正予算（第8回）、議案第16号 令和4年度道志村国民健康保険特別会計補正予算（第4回）、議案第17号 令和4年度道志村国民健康保険診療所特別会計補正予算（第5回）、議案第18号 令和4年度道志村簡易水道事業特別会計補正予算（第4回）、議案第19号 令和4年度道志村介護保険特別会計補正予算（第4回）、議案第20号 令和4年度道志村浄化槽事業特別会計補正予算（第2回）、議案第21号 令和4年度道志村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）、以上、7案件は原案のとおり決定いたしました。

◎閉議の宣告

○議長（出羽和平君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

◎散会の宣告

○議長（出羽和平君） 本日は、これで散会します。ご苦労さまでした。

（午後1時50分）

令和５年第２回道志村議会定例会

議 事 日 程 （第３号）

令和５年３月１７日（金曜日）午後２時開議

- 第 １ 議案第 ５号 道志村個人情報保護法施行条例
- 第 ２ 議案第 ６号 道志村議会の個人情報の保護に関する条例
- 第 ３ 議案第 ７号 道志村まち・ひと・しごと創生基金条例
- 第 ４ 議案第 ８号 道志村消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 ５ 議案第 ９号 道志村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 第 ６ 議案第 10号 道志村職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例
- 第 ７ 議案第 11号 道志村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 ８ 議案第 12号 道志村手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 第 ９ 議案第 13号 道志村公共物管理条例の一部を改正する条例
- 第 10 議案第 14号 道志村国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 第 11 議案第 22号 令和５年度道志村一般会計予算
- 第 12 議案第 23号 令和５年度道志村国民健康保険特別会計予算
- 第 13 議案第 24号 令和５年度道志村国民健康保険診療所特別会計予算
- 第 14 議案第 25号 令和５年度道志村簡易水道事業特別会計予算
- 第 15 議案第 26号 令和５年度道志村介護保険特別会計予算
- 第 16 議案第 27号 令和５年度道志村介護保険サービス特別会計予算
- 第 17 議案第 28号 令和５年度道志村浄化槽事業特別会計予算
- 第 18 議案第 29号 令和５年度道志村後期高齢者医療特別会計予算
- 第 19 議案第 30号 道志森のコテージの指定管理者の指定について
- 第 20 議案第 31号 指定管理者の指定期間の変更に関し議決を求めることについて
- 第 21 発議第 １号 閉会中の継続調査について
- 追加日程第１ 議案第 32号 工事請負契約の変更について

追加日程第2 発議第 2号 議会活性化推進特別委員会の設置及び委員の定数、選任並びに
付託について

追加日程第3 発議第 3号 閉会中の継続調査について

出席議員（10名）

1番	佐藤光栄君	2番	山口章君
3番	池谷銀重君	4番	佐藤徹君
5番	佐藤喜章君	6番	白井勝光君
7番	杉本孝正君	8番	佐藤進君
9番	出羽和平君	10番	大田博文君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	長田富也君	副村長	山口晃司君
教育長	佐藤文泰君	総務課長	菅谷克士君
住民健康課長	山口登美君	産業振興課長	山口俊一君
ふるさと振興課長	山口かおり君	教育課長	佐藤万寿人君

職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局書記 佐藤勇樹君

◎開議の宣告

- 議長（出羽和平君） ただいまの出席議員は10名で定足数に達しております。
よって、これより会議を開きます。

（午後2時00分）

◎諸般の報告

- 議長（出羽和平君） 議案の審議に先立ちまして、諸般の報告を行います。
会期中、議会運営委員会が開催されましたので、その報告を求めます。

〔「はい議長」という声あり〕

- 議長（出羽和平君） 議会運営委員長、池谷銀重君。

〔議会運営委員長 池谷銀重君 登壇〕

- 議会運営委員長（池谷銀重君） 議会運営委員会の報告をさせていただきます。

本日午後1時15分より、水源の郷やまゆりセンター2階控室において委員会を招集し、委員4名と議長、職務のために議会事務局、追加議案説明のために総務課長の出席がありました。

決定された事項は、次の1項目です。

本日の本会議での追加議案の取扱いは、追加日程として議題とすること。

以上で議会運営委員会の報告を終了いたします。

◎議事日程の報告

- 議長（出羽和平君） 本日の議事は、配付してあります日程表第3号のとおりであります。

◎日程の追加

- 議長（出羽和平君） 本日、村長から、工事請負契約の変更について、佐藤光栄議員ほか議員8名より、議会活性化推進特別委員会の設置及び委員の定数、選任並びに付託についての2案件が提出されましたので、日程に追加し、追加日程第1、追加日程第2として議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

- 議長（出羽和平君） 異議なしと認めます。

よって、追加日程第 1、追加日程第 2 を議題とすることに決定いたします。

◎議案第 5 号から議案第 14 号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（出羽和平君） 日程第 1、議案第 5 号 道志村個人情報保護法施行条例から日程第10、議案第14号 道志村国民健康保険条例の一部を改正する条例までの10案件を一括議題といたします。

村当局より提案理由の説明を求めます。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 総務課長、菅谷克士君。

○総務課長（菅谷克士君） 議案第 5 号 道志村個人情報保護法施行条例についてご説明いたします。

令和 3 年 5 月のデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の成立により、個人情報の保護に関する法律、いわゆる個人情報保護法が改正され、これまで別々にあった個人情報の取扱いに関する規定が一本化されることとなり、令和 5 年 4 月から改正法の規定が全国共通ルールとして適用されることとなったため、必要な事項を定めるものです。

主な内容は、第 3 条で個人情報ファイルの保有等に関する事前通知について定め、第 4 条で個人情報ファイルに係る帳簿の作成及び公表について定め、第 5 条で手数料等を、第 6 条で審査会への諮問を定めております。

なお、附則第 1 条で、この条例をデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行の日から施行すると定め、第 2 条で、この条例の制定により道志村個人情報保護条例及び道志村特定個人情報保護条例は廃止すると定めております。

次に、議案第 6 号 道志村議会の個人情報の保護に関する条例についてご説明いたします。

道志村議会における個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、議会が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、議会の事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的として制定するものです。

主な内容については、第 4 条で個人情報の保有の制限等について定め、第 5 条で本人に利用目的を明示しなければならないことについて定め、第11条で、個人情報の漏えい等のおそれが生じたときに本人に通知しなければならないことを定め、第12条で利用及び提供の制限について定め、第17条で個人情報ファイル簿の作成及び公表について定め、第 4 章第 1 節は

保有する個人情報の開示について定め、第4章第2節は保有する個人情報の訂正について定め、第4章第3節は保有する個人情報の利用停止について定め、第4章第4節は審査請求に係る事項を定めたものです。

なお、附則で、この条例は令和5年4月1日から施行すると定めております。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） ふるさと振興課長、山口かおり君。

○ふるさと振興課長（山口かおり君） 議案第7号 道志村まち・ひと・しごと創生基金条例についてご説明いたします。

この条例は、地域再生法第5条第4項2号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業、いわゆる企業版ふるさと納税の活用事業に要する費用の財源に充てることを目的に、道志村まち・ひと・しごと創生基金の設置に関する規定を定めるものです。

第1条では基金の設置について、第3条では基金の管理について、第6条では基金の処分について定めております。

なお、附則において、この条例は公布の日から施行するものと定めております。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 総務課長、菅谷克士君。

○総務課長（菅谷克士君） 続いて、議案第8号 道志村消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

消防団は、住民の生命、身体及び財産を守るため、日々の消防活動に取り組んでいるほか、日常における防火・防災活動、住民の防災意識や知識向上のための防災教育等、多岐にわたり活動しております。近年、全国的にも消防団員の担い手が減少する中、台風や集中豪雨による災害時には昼夜を問わず住民のために尽力しております。

本改正は、消防団員の処遇の改善を図るため、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律第13条の消防団員の処遇改善に関する内容を鑑みて、消防団員の報酬引上げを行うものであります。

内容についてご説明いたします。

第12条報酬で部長の年額を2万円から2万5,000円に、班長の年額を1万5,000円から2万円に、団員の年額を1万円から1万5,000円にそれぞれ改める内容となっております。

なお、附則で、この条例は令和5年4月1日から施行すると定めております。

次に、議案第9号 道志村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

令和4年10月の人事院及び山梨県人事委員会の勧告を踏まえ、道志村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例、第4条第2項に規定する給料表で、別表第2から別表第2の4までを別紙のとおり改正し、給料月額の上上げを行うものです。

なお、附則で、令和5年4月1日から施行すると定めております。

次に、議案第10号 道志村職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

特殊勤務手当は、著しく危険、不快、不健康または困難な勤務、その他の著しく特殊な勤務で給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員に対し、その勤務の特殊性に応じて支給する手当であります。コロナ感染拡大により、感染症法上の2類に該当するコロナ陽性患者を道志村診療所では診療しておりますが、特殊な勤務に従事する職員から看護・保健職給料表適用職員を除くとなっていたため、支給対象を拡大するため改正を行うものです。

なお、附則で、この条例は公布の日から施行すると定め、改正後のこの条例の規定を令和4年4月1日から適用すると定めております。

次に、議案第11号 道志村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

令和4年6月17日付人事院規則の一部を改正する人事院規則の公布に伴い、育児休業の取得回数制限の緩和及び育児参加のための休暇の対象期間の拡大等について改正があったため、条例の一部を改正するものであります。

主な内容は、育児休業の取得回数制限の緩和、育児参加のための休暇の対象期間の拡大、非常勤職員の子の出生後8週間以内の育児休業の取得要件の緩和、非常勤職員の子が1歳以降の育児休業の取得の柔軟化について改正するものであります。

なお、附則で、この条例は公布の日から施行すると定めております。

次に、議案第12号 道志村手数料徴収条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

この条例は、地方自治法第227条の規定に基づき、特定の者のためにする事務について徴収する手数料をこの条例により定めているところであります。令和5年3月22日より利用者の利便性向上を目的に、やまゆりセンターに設置された多機能端末機により一部の証明書等

の発行が可能となりますが、この端末機を利用して資料等の印刷が可能となるため、第2条第1項の手数料及び金額に、多機能端末機における資料印刷等手数料を加えるものであります。

なお、附則で、この条例は公布の日から施行すると定めております。

次に、議案第13号 道志村公共物管理条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

この条例は、公共物の管理及び利用に関し必要な事項を定め、もって公共の福祉の増進を図ることを目的として定められているものであります。

本改正については、村有地を公共工事等により使用する場合の使用量を設定するもので、別表（第17条関係）で種別に工事用施設類を加え、使用料に「使用面積1平方メートルにつき1月」、「45円」を加えたものであります。

なお、附則で、この条例は令和5年4月1日から施行すると定めております。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 住民健康課長、山口登美君。

○住民健康課長（山口登美君） 議案第14号 道志村国民健康保険条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

この条例改正は、健康保険法施行法令等の一部を改正する政令の公布に伴い、出産育児一時金等の支給額を引き上げる改正と、国民健康保険法施行令の改正に伴う、保険料負担の公平性の確保及び中低所得層の保険料負担の軽減を図る観点から、賦課限度額を見直すとともに経済動向等を踏まえ、保険料軽減の対象世帯に係る所得判定基準を見直すなど、所要の規定の整備を行うため条例の一部を改正するものです。

主な改正内容につきましては、出産育児一時金を8万円引き上げ48万8,000円とし、保険料の後期高齢者支援金等賦課額に係る賦課限度額を2万円引き上げ22万円とし、低所得者に対する保険料の軽減措置として、5割軽減の対象世帯に係る所得判定基準について、認定者数に乗ずる金額を28万5,000円から29万円に、2割軽減の対象世帯については52万円から53万5,000円に改めるものです。

附則において、この条例は令和5年4月1日から施行すると定めております。

なお、条例の施行に関し、必要な経過措置を定めております。

以上が道志村国民健康保険条例の一部を改正する条例の内容になります。ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（出羽和平君） 以上10案件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 質疑なしと認めます。

次に、10案件について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 討論なしと認めます。

これより、議案第5号から議案第14号までの10案件を一括して採決いたします。

お諮りします。

議案第5号から議案第14号までの10案件を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 異議なしと認めます。

よって、議案第5号 道志村個人情報保護法施行条例、議案第6号 道志村議会の個人情報の保護に関する条例、議案第7号 道志村まち・ひと・しごと創生基金条例、議案第8号 道志村消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例、議案第9号 道志村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、議案第10号 道志村職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例、議案第11号 道志村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例、議案第12号 道志村手数料徴収条例の一部を改正する条例、議案第13号 道志村公共物管理条例の一部を改正する条例、議案第14号 道志村国民健康保険条例の一部を改正する条例、以上10案件は原案のとおり決しました。

◎議案第22号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（出羽和平君） 日程第11、議案第22号 令和5年度道志村一般会計予算について議題といたします。

村当局より提案理由の説明を求めます。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 総務課長、菅谷克士君。

○総務課長（菅谷克士君） 議案第22号 令和5年度道志村一般会計予算についてご説明いたします。

まず、令和5年度予算編成に当たっては、令和5年度が道志村総合計画の8年目、第2次道志村まち・ひと・しごと創生総合戦略の4年目に当たり、「人と自然が輝く水源の郷」への実現に向け、2025年の目標年度を見据えて、施策の実現に向けた取組を推進から成果へつなげていく重要な年であります。依然として新型コロナウイルス感染症や物価高騰等の動向は、先行きを見通すことが困難な状況にあることから、より一層、村を取り巻く社会環境、村民意識、村民ニーズ等の変化を的確に捉え、積極的、機動的に必要な施策・事業を実施することが求められておりました。

また、令和2年度から動き出している新庁舎整備事業については、厳しい財政状況であることは言うまでもありませんが、仮庁舎での行政運営に当たっても村民サービスの質を低下させることなく、円滑に新庁舎へ移転することが必要となっています。

道志村総合計画、第2次道志村まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げた各種施策・事業等の取組を進めるとともに、選択と集中により真に必要な施策や事業に限られた財源を重点的かつ効率的に配分し、実効性の向上を図るため、1つ、事務事業の見直し、2つ、歳出の抑制、3つ、財源の確保、4つ、総合計画、総合戦略の着実な推進、5つ、デジタルを活用した住民サービスの提供、6つ、債務の適正管理の6つの方針によりまして、予算編成を進めてまいりました。

それでは、改めて令和5年度当初予算についてご説明いたします。

令和5年度一般会計当初予算については、第1条で歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億7,639万5,000円と定めており、令和4年度当初予算に比べ4億7,319万円の減額、率にして17.2%の減少となっております。

歳入は、前年に比べ、村税は村民税法人、固定資産税、入湯税の増額等で254万8,000円の増額、地方消費税交付金は363万1,000円の増額、村の歳入の中核、中枢である地方交付税については、対前年当初比2.7%増額の12億6,753万5,000円を見込んでおります。

次に、国庫支出金については、総務費国庫補助金においてデジタル田園都市国家構想推進交付金等で増額、県支出金は選挙費委託金などで減額、寄附金については教育費寄附金で、ちなみ&きんし育英寄附の増額で1,862万4,000円の増額、繰入金は、役場新庁舎建設に伴い道志村公共施設整備等事業基金繰入金で増額となる一方、広域常備消防職員退職負担金基金及び役場庁舎建設基金等からの繰入金で減少し604万4,000円の減額、令和4年度からの繰越金は4,000万円を見込んでおります。地方債については、対前年当初比82.5%減の1億1,014万9,000円となっております。

次に、歳出については、前年に比べ、総務費において、役場新庁舎建設に伴い4億3,045万7,000円の減額、民生費において、国民健康保険特別会計繰出金、介護給付事業扶助費、介護保険特別会計繰出金、保育所費で増額し1,659万8,000円の増額、衛生費において、診療所医師住宅整備に係る繰出金等の減額により645万3,000円の減額、農林水産業費において、森林環境譲与税事業で増額する一方、農地費の農業用施設整備費及び地籍調査費等で減額し538万1,000円の減額、商工費において、富士の国やまなし観光振興施設整備事業費で増額し441万5,000円の増額、土木費において、土木総務費及び道路新設改良費で減額となる一方、橋梁維持費、住宅建設費で増額となり190万6,000円の増額、消防費においては、退職負担金の減による常備消防費の減、防災無線移設事業による防災行政無線管理費の減で9,681万2,000円の減額、教育費においては、新たな寄附金による高等学校就学助成事業費、村単教員の増員、教員住宅の整備により2,171万3,000円の増額、公債費においては、過疎対策事業債元金償還金の減により減額、諸支出金においては、道志村森林環境譲与税及びちなみ&きんし育英基金積立金の増額により2,288万4,000円の増額となっております。

詳細については、第1表歳入歳出予算のとおりです。

次に、第2条地方債は、地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことができる地方債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法について、第2表地方債に定めるものであります。

次に、第3条一時借入金は、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の最高額を5億円と定めるものであります。

次に、第4条歳出予算の流用は、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額の流用を給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における、同一款内での各項での流用を定めるものであります。

なお、この予算の詳細につきましては、歳入歳出予算事項別明細書及び予算説明書のとおりであります。

以上が令和5年度道志村一般会計予算の内容となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（出羽和平君） 本案件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 質疑なしと認めます。

次に、本案件について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君）　これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君）　4番議員、佐藤徹君。

○4番（佐藤　徹君）　議案第22号　令和5年度道志村一般会計予算について、反対討論を行います。

初めに、道の駅どうし使用料は土地代の245万3,000円の歳入見積りのみで施設使用料がありません。指定管理者に管理運営を委託している施設はほかにもあり、他の施設にも赤字の場合は使用料を支払わなくてもいいのでしょうか。委託契約に基づき支払っています道の駅どうしにおいても、初めから施設使用料を支払う義務がないと思っの運営だと経営改善は見込めません。運営の改善を行い、村に施設使用料も支払えるように企業努力をしていただくためにも、施設使用料の歳入見込みを行うべきだと思います。

次に、歳出2款1項5目に計上されているサテライトオフィス改修費ですが、現在、道志村サテライトオフィスの稼働率は低く、サテライトオフィス使用料のニーズも変わりつつあります。施設を改修する前に産官民連携の推進体制の整備、施設会員収納検討、使用者の誘致方法、企業の誘致や進出企業の定着方法などを検討し、使用者のニーズに合った施設整備が必要だと思います。

また、現道志村サテライトオフィスは4年が経過するが、村長がトップセールスで誘致すると言っていました、1回、横浜で誘致活動をしたのみで、この事業への村長の意気込みが見られません。施設整備は行っても、国の交付金を活用すると使用状況等に対して会計検査も実施され、使用率が悪く交付金の返還につながれば、一般財源での返還となります。施設のランニングコストも年間500から600万かかるとの説明がありましたが、約半分は一般財源で賄うので厳しい財政状況に拍車をかけることとなります。そのときの職員の仕事量の増加は避けて通れません。事業執行はリスクが大き過ぎます。改修事業費約6,840万円の予算計上は、村民の理解を得られないのではないのでしょうか。サテライトオフィス改修整備費及び関係経費の減額を行うべきだと思います。

現在ガソリン、灯油等の価格高騰、食品等の値上がりにより社会情勢は大変不安な状況で、

一般家庭の生計も厳しい状況です。この状況はいつまで続くのかも分かりません。村においても事業の見直しを行い、先の見えない状況での新規事業は、費用対効果の実証及び先進事例等の課題についても検討を行うべきだと思います。私は個々の事業について、村当局がどのような議論と検討がされたのか疑問を感じます。私は以上の理由で本議案に反対いたします。

最後に、議員の皆様をお願いします。村民は見ています。子供や孫に負担をかけない、しっかりと道志村を構築していきましょう。また、道志村議会議員として、道志村議会として恥じない判断をしていただきたいと思います。

以上で反対討論を終わります。

○議長（出羽和平君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 7番議員、杉本孝正君。

○7番（杉本孝正君） 議案第22号、一般会計予算について賛成討論を行います。

一般会計予算は子育て支援の充実、人口減少対策に対する単身者村営住宅の設計予算計上、サテライトオフィスにおいては国のデジタル田園都市国家構想交付金の4分の3の有利な交付が受けられ、国が認めた事業であり、完成後はこれまでの反省を踏まえ、運営をしていてもらいたいと思います。

また、道の駅どうしはコロナ禍の中、営業が振るわなかった分、コロナ収束後は営業成績も上がり、土地の使用料の納付ができることと思いますので、この理由により賛成討論いたします。

○議長（出羽和平君） 次に、原案に反対の方の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（出羽和平君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 10番、大田博文君。

○10番（大田博文君） 議案第22号、一般会計予算に賛成の討論を行います。

国で進めるところのデジタル田園都市国家構想補助金を活用、4分の3の補助金を受け、産官民連携した体制がなかったため、サテライトオフィスを中心に産官民連携の推進体制を整備することで、それぞれの長所を生かした企業誘致や進出企業の定着方法を検討でき、地域内の潤いが期待できます。サテライトオフィスを最大限活用することで利用者の関係人口

も増加させ、村に潤いを生み、村内の活性化を図るとともに、入居企業を増加させることで移住者の増加につながり、入居企業が事業を開拓することにより、村民の雇用を創出することができると思います。

よって、賛成討論といたします。

以上。

○議長（出羽和平君） ほかに討論はありませんか。

〔「討論なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） これで討論を終わります。

これより議案第22号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第22号について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（出羽和平君） 起立多数。

よって、議案第22号 令和5年度道志村一般会計予算は原案のとおり可決されました。

◎議案第23号から議案第29号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（出羽和平君） 日程第12、議案第23号 令和5年度道志村国民健康保険特別会計予算から日程第18、議案第29号 令和5年度道志村後期高齢者医療特別会計予算までの7案件を一括議題といたします。

村当局より提案理由の説明を求めます。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 住民健康課長、山口登美君。

○住民健康課長（山口登美君） 議案第23号 令和5年度道志村国民健康保険特別会計予算についてご説明いたします。

国民健康保険制度は国民皆保険の要であり、地域に欠かせない医療の提供と地域住民の健康の保持増進のため、安定的な運営を目指しております。

第1条におきまして、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ2億7,076万9,000円と定めております。歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算によるものでございます。

令和5年度の予算につきまして、歳入予算からご説明いたします。

1 款国民健康保険料5,015万円、2 款使用料及び手数料 2 万円、6 款県支出金 1 億9,015万3,000円、8 款繰入金2,964万1,000円、9 款繰越金1,000円、10款諸収入80万3,000円、11款財産収入1,000円とし、歳入予算の総額を 2 億7,076万9,000円と定めております。

次に、歳出予算についてご説明いたします。

1 款総務費1,775万9,000円、2 款保険給付費 1 億5,222万2,000円、3 款国民健康保険事業費納付金6,221万6,000円、5 款保健事業費266万5,000円、6 款基金積立金1,000円、7 款諸支出金3,440万6,000円、8 款予備費150万円とし、歳出予算の総額を 2 億7,076万9,000円と定めるものです。

第2条は、歳出予算の流用について定めております。

なお、詳細につきましては、歳入歳出予算事項別明細書のとおりであります。

以上が令和5年度道志村国民健康保険特別会計予算の内容となります。

続きまして、議案第24号 令和5年度道志村国民健康保険診療所特別会計予算についてご説明いたします。

診療所は国民健康保険の保健事業の一環として設置されており、医療機関としての医療サービスの提供に加え、保健、福祉と連携することで、一体的な住民サービスを行うことができます。令和5年度は必要な医療機器の整備を計画的に進め、安定した医療体制の維持に努めてまいります。

第1条におきまして、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ 1 億1,158万円と定めております。歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算によるものでございます。

令和5年度の予算につきまして、歳入予算のご説明をいたします。

1 款診療収入4,052万9,000円、2 款使用料及び手数料 5 万1,000円、3 款繰入金6,163万7,000円、5 款諸収入96万3,000円、7 款村債840万円とし、歳入予算の総額を 1 億1,158万円と定めております。

次に、歳出予算についてご説明いたします。

1 款総務費7,725万9,000円、2 款医療費3,032万8,000円、4 款公債費349万3,000円、5 款予備費50万円とし、歳出予算の総額を 1 億1,158万円と定めるものです。

第2条は、地方債について定めております。起債の目的等につきましては、第2表地方債のとおりであります。

第3条では、歳出予算の流用について定めております。

なお、詳細につきましては、歳入歳出予算事項別明細書のとおりであります。

以上が令和5年度道志村国民健康保険診療所特別会計予算の内容となります。ご審議をよろしくお願いいたします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 産業振興課長、山口俊一君。

○産業振興課長（山口俊一君） 議案第25号 令和5年度道志村簡易水道事業特別会計予算についてご説明いたします。

簡易水道事業につきましては、安価で安定した水の供給を行うため、老朽化した施設の更新等を行い、適正な運営管理を目指しております。

第1条におきまして、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1億5,157万1,000円と定めております。歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算によるものでございます。

令和5年度の予算につきましては、歳入予算からご説明いたします。

1 款分担金及び負担金42万9,000円、2 款使用料及び手数料786万円、3 款国庫支出金2,586万9,000円、4 款県支出金351万3,000円、5 款繰入金5,457万円、6 款繰越金20万円、7 款諸収入3万円、8 款村債5,910万円でございます。

次に、歳出予算についてご説明いたします。

1 款簡易水道事業費1億1,421万2,000円、2 款公債費3,685万9,000円、3 款予備費50万円でございます。

第2条は、地方債について定めております。起債の目的等につきましては、第2表地方債によります。

第3条は、歳出予算の流用について定めております。

なお、この予算の詳細につきましては、歳入歳出予算事項別明細書のとおりでございます。

以上が令和5年度道志村簡易水道事業特別会計予算の内容となります。ご審議をよろしくお願いいたします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 住民健康課長、山口登美君。

○住民健康課長（山口登美君） 議案第26号 令和5年度道志村介護保険特別会計予算についてご説明いたします。

介護保険事業につきましては、保険給付の円滑な実施のため、介護保険事業計画の目標と

具体的な施策の下、介護と医療の連携による事業の推進を図っております。令和5年度は第9期介護保険事業計画の策定に向け、事業内容の検証を行い、地域包括ケアシステムのさらなる深化と推進を目指してまいります。

第1条におきまして、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ2億1,439万円と定めております。歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算によるものでございます。

令和5年度の予算につきまして、歳入予算からご説明いたします。

1 款保険料4,345万3,000円、2 款使用料及び手数料1,000円、3 款国庫支出金4,595万9,000円、4 款支払基金交付金5,281万1,000円、5 款県支出金3,115万1,000円、6 款繰入金3,841万1,000円、8 款繰越金260万2,000円、9 款諸収入2,000円とし、歳入予算の総額を2億1,439万円と定めております。

次に、歳出予算についてご説明いたします。

1 款総務費655万3,000円、2 款保険給付費1億9,165万円、4 款地域支援事業費1,308万5,000円、5 款基金積立金1,000円、6 款諸支出金260万1,000円、7 款予備費50万円とし、歳出予算の総額を2億1,439万円と定めるものです。

第2条では、歳出予算の流用について定めております。

なお、詳細につきましては、歳入歳出予算事項別明細書のとおりであります。

以上が令和5年度道志村介護保険特別会計予算の内容となります。

続きまして、議案第27号 令和5年度道志村介護保険サービス事業特別会計予算についてご説明いたします。

第1条におきまして、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ129万2,000円と定めるものであります。

令和5年度の予算につきまして、歳入予算からご説明いたします。

1 款介護サービス事業収入95万3,000円、2 款繰入金33万9,000円とし、歳入予算の総額を129万2,000円と定めております。

次に、歳出予算についてご説明いたします。

1 款総務費129万2,000円とし、歳出予算の総額を129万2,000円と定めるものです。

なお、詳細につきましては、歳入歳出予算事項別明細書のとおりであります。

以上が令和5年度道志村介護保険サービス事業特別会計予算の内容となります。ご審議をよろしくお願いいたします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 産業振興課長、山口俊一君。

○産業振興課長（山口俊一君） 議案第28号 令和5年度道志村浄化槽事業特別会計予算についてご説明いたします。

浄化槽事業につきましては、道志村生活排水処理基本計画及び個別排水処理施設整備計画に基づき、浄化槽の設置、保守等により水質保全を図っております。

第1条におきまして、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1億8,034万円と定めております。歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算によるものでございます。

令和5年度の予算につきまして、歳入予算からご説明いたします。

1 款分担金及び負担金402万3,000円、2 款使用料及び手数料1,756万8,000円、5 款繰入金7,664万7,000円、6 款繰越金10万円、7 款諸収入2,000円、8 款村債8,200万円でございます。

次に、歳出予算についてご説明いたします。

1 款浄化槽事業費1億5,336万4,000円、2 款公債費2,692万6,000円、4 款予備費5万円でございます。

第2条は、地方債について定めております。起債の目的等につきましては、第2表地方債によります。

第3条は、歳出予算の流用について定めております。

なお、この予算の詳細につきましては、歳入歳出予算事項別明細書のとおりでございます。

以上が令和5年度道志村浄化槽事業特別会計予算の内容となります。ご審議をよろしくお願いいたします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 住民健康課長、山口登美君。

○住民健康課長（山口登美君） 議案第29号 令和5年度道志村後期高齢者医療特別会計予算についてご説明いたします。

後期高齢者医療制度は高齢者医療を社会全体で支える仕組みで、運営主体は山梨県後期高齢者医療広域連合であり、市町村は保険料徴収や保険証交付等の業務を行っております。

第1条におきまして、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ5,066万8,000円と定めるものであります。

令和5年度の予算につきまして、歳入予算からご説明いたします。

1 款後期高齢者医療保険料2,183万7,000円、2 款広域連合支出金40万円、3 款使用料及び手数料2,000円、5 款分担金及び負担金12万円、6 款繰入金2,820万5,000円、7 款諸収入10万4,000円とし、歳入予算の総額を5,066万8,000円と定めております。

次に、歳出予算についてご説明いたします。

1 款総務費134万6,000円、2 款後期高齢者医療負担金4,798万7,000円、3 款保健事業費93万5,000円、4 款諸支出金10万円、5 款予備費30万円とし、歳出予算の総額を5,066万8,000円と定めるものです。

第2条では、歳出予算の流用について定めております。

なお、詳細につきましては、歳入歳出予算事項別明細書のとおりであります。

以上が令和5年度道志村後期高齢者医療特別会計予算の内容となります。ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（出羽和平君） 以上の7案件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 質疑なしと認めます。

次に、7案件について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 討論なしと認めます。

これより、議案第23号から議案第29号までを採決します。

お諮りいたします。

議案第23号から議案第29号について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 異議なしと認めます。

よって、議案第23号 令和5年度道志村国民健康保険特別会計予算、議案第24号 令和5年度道志村国民健康保険診療所特別会計予算、議案第25号 令和5年度道志村簡易水道事業特別会計予算、議案第26号 令和5年度道志村介護保険特別会計予算、議案第27号 令和5年度道志村介護保険サービス特別会計予算、議案第28号 令和5年度道志村浄化槽事業特別会計予算、議案第29号 令和5年度道志村後期高齢者医療特別会計予算、以上7案件は原案のとおり決定しました。

◎議案第30号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（出羽和平君） 日程第19、議案第30号 道志森のコテージの指定管理者の指定について議題といたします。

村当局より提案理由の説明を求めます。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 産業振興課長、山口俊一君。

○産業振興課長（山口俊一君） 議案第30号 道志森のコテージの指定管理者の指定についてご説明いたします。

地方自治法第244条の2第3項及び道志森のコテージの設置及び管理に関する条例第7条の規定に基づき、指定管理者を指定するものでございます。

地方自治法第244条の2第6項の規定により、あらかじめ議会の議決を経る必要があるため、議案を提出させていただきます。

内容につきましては、議案の朗読をもって説明とさせていただきます。

議案第30号 道志森のコテージの指定管理者の指定について。

施設の名称、道志森のコテージ。

指定管理者となる団体の名称、道志村6894番地の4、道志村観光協会会長、池谷昌久。

指定期間、令和5年4月1日から令和6年3月31日まで。

以上の施設についてご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（出羽和平君） 本案件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 質疑なしと認めます。

次に、本案件について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 8番議員、佐藤進君。

○8番（佐藤 進君） 議案第30号 道志森のコテージの指定管理者の指定についての反対討論を行います。

道志森のコテージの指定期間は、現在の契約だと本年度までの3年間だったが、本議案は令和5年4月1日から令和6年3月31日までの1年間です。議員協議会で指定期間を1年間にした理由を伺ったところ、指定管理者となる団体の管理運営に対する取組、姿勢が見込めないとの回答があったが、令和3年3月定例会協議会において、道の駅どうしの指定管理者の指定について論議したとき、管理運営に改善が見られず毎年多額の財政支援を村が行っている、指定期間を1年にすべきだとの意見があったが、村は3年間の指定を承認されました。道の駅どうしは指定期間3年間にし、同じような状況で道志森のコテージは1年にするのは公平性が欠けていると考えられます。

また、1年間だと管理運営の改善を行う上でも、支障を来すものと考えます。私は指定期間を令和5年4月1日から令和8年3月31日までの3年間に修正すべきだと思い、本議案に反対いたします。

以上で反対討論を終わります。

○議長（出羽和平君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 5番議員、佐藤喜章君。

○5番（佐藤喜章君） 議案第30号、道志森のコテージ指定管理の期間を1年としたことへの賛成討論を行います。

観光協会の専従の職員の方が本来の業務を差し置いて、森のコテージのほうでまきを作ったりの作業を行っていることが見受けられます。作業が悪いとは言いませんが、本来の観光協会の業務は観光客の増加対策や村の魅力を発信し、イベントを開催することです。そのことを差し置いて森のコテージで作業をするということは論外です。村から300万円の補助金も出ています。コロナ禍とはいえ、ほとんどの事業をやっていないように見受けられます。

そのようなことを見直し、本来の業務を行うことを村と話し合う時間として、1年間というのは妥当だと考えています。話し合い後、双方が納得いけば再委託は何の問題もない。村でも言っています。有意義な話し合いの時間として、よりよい状況としてもらうため、1年間の指定期間は妥当なものと考えます。

このようなことを理由に賛成の討論といたします。

○議長（出羽和平君） 次に、原案に反対の方の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（出羽和平君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（出羽和平君） ほかに討論はありませんか。

〔「討論なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） これで討論を終わります。

これより議案第30号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第30号について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（出羽和平君） 起立多数。

よって、議案第30号 道志森のコテージの指定管理者の指定については原案のとおり可決されました。

◎議案第31号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（出羽和平君） 日程第20、議案第31号 指定管理者の指定期間の変更に関し議決を求めることについて議題といたします。

村当局より提案理由の説明を求めます。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 産業振興課長、山口俊一君。

○産業振興課長（山口俊一君） 議案第31号 指定管理者の指定期間の変更に関し議決を求めることについてご説明をいたします。

令和4年道志村議会3月定例会において議決を得た、室久保魚苗センターの指定管理者の指定について（議案第16号）に関し、地方自治法第244条の2第6項及び道志村公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第6条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案の提出理由といたしまして、現在、室久保魚苗センターを管理運営している有限会社さがみ水産より申出があり、指定期間を変更しようとするものでございます。

変更内容は、指定期間を令和4年4月1日から令和7年3月31日までを令和4年4月1日から令和5年6月30日に変更するものでございます。

以上の変更内容についてご審議をよろしく申し上げます。

○議長（出羽和平君） 本案件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 質疑なしと認めます。

次に、本案件について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 討論なしと認めます。

これより議案第31号を採決いたします。

お諮りします。

議案第31号について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 異議なしと認めます。

よって、議案第31号 指定管理者の指定期間の変更に関し議決を求めることについては原案どおり決定します。

お諮りします。

日程の順序を変更し、追加日程第1、議案第32号 工事請負契約の変更について及び追加日程第2、発議第2号 議会活性化推進特別委員会の設置及び委員の定数、選任並びに付託について先に審議したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 異議なしと認めます。

日程の順序を変更し、追加日程第1及び追加日程第2について先に審議することに決定します。

◎議案第32号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（出羽和平君） 追加日程第1、議案第32号 工事請負契約の変更について議題といたします。

村当局より提案理由の説明を求めます。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 総務課長、菅谷克士君。

○総務課長（菅谷克士君） 議案第32号 工事請負契約の変更についてご説明させていただきます。

令和4年9月12日、一般競争入札に付した（明許）道志村役場庁舎建設工事について、次のとおり請負契約を変更するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものです。

1、契約の目的、（明許）道志村役場庁舎建設工事請負代金額の変更。増額です。

2、変更前請負額、5億2,800万円。

3、変更後の請負額、5億6,870万円。4,070万円の増額。

4、契約の相手方、山梨県富士吉田市下吉田5丁目15番29号、芙蓉建設株式会社代表取締役、大森朋彦。

提案理由ですが、令和4年第5回道志村議会定例会の議決を経て締結した（明許）道志村役場庁舎建設工事の変更契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分の範囲を定める条例第2条に基づき、議会の議決を経る必要があるため、提出するものでございます。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（出羽和平君） 本案件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 質疑なしと認めます。

次に、本案件について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 討論なしと認めます。

これより議案第32号を採決いたします。

お諮りします。

議案第32号について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 異議なしと認めます。

よって、議案第32号 工事請負契約の変更については原案のとおり決定します。

◎発議第２号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（出羽和平君） 追加日程第２、発議第２号 議会活性化推進特別委員会の設置及び委員の定数、選任並びに付託について議題といたします。

お諮りします。

ただいま議題とした発議第２号につきましては、議員９名が提出者となっておりますので、提案理由の説明、委員会付託、質疑、討論を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 異議なしと認めます。

よって、本案件は提案理由の説明、委員会付託、質疑、討論を省略することに決定しました。

お諮りします。

発議第２号 議会活性化推進特別委員会の設置及び委員の定数、選任並びに付託について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 異議なしと認めます。

よって、発議第２号 議会活性化推進特別委員会の設置及び委員の定数、選任並びに付託について原案のとおり決定しました。

次に、委員の選任については、道志村議会委員会条例第６条第４項の規定によって、佐藤光栄議員、山口章議員、池谷銀重議員、佐藤徹議員、佐藤喜章議員、白井勝光議員、杉本孝正議員、佐藤進議員、大田博文議員の９名を指名したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 異議なしと認めます。

議会活性化推進特別委員会の委員は、ただいま指名しました９名を選任することに決定しました。

ここで休憩したいと思います。休憩中に正副委員長を互選し、報告をお願いします。

それでは、暫時休憩いたします。

（午後３時２０分）

○議長（出羽和平君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午後３時３０分）

○議長（出羽和平君） 議会活性化推進特別委員会の正副委員長が決定いたしましたので、報告いたします。

委員長に山口章議員、副委員長に佐藤光栄議員が選出されました。

◎日程の追加

○議長（出羽和平君） 先ほど議会活性化推進特別委員長から閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。

これを日程に追加し、追加日程第３として議題にしたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 異議なしと認めます。

よって、追加日程第３を議題とすることに決定いたしました。

◎閉会中の継続調査について

○議長（出羽和平君） 日程第21、発議第１号、追加日程第３、発議第３号 閉会中の継続調査について一括議題といたします。

本件は、お手元に配付してありますとおり、議会運営委員長、各常任委員長、議会活性化推進特別委員長から、閉会中の所管事務等の継続調査及び委員会活動を推進するため、研修等実施の申出がありました。

お諮りします。

議会運営委員長、各常任委員長、議会活性化推進特別委員長からの申出のとおり、閉会中の所管事務等の継続調査及び研修等実施に付することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長、各常任委員長、議会活性化推進特別委員長からの申出のとおり、閉会中の所管事務等の継続調査及び研修等実施に付することに決定いたしました。

以上で議事は全て終了しました。

◎村長挨拶

○議長（出羽和平君）　ここで、閉会に当たり、長田村長から挨拶をお願いします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君）　村長、長田富也君。

〔村長　長田富也君　登壇〕

○村長（長田富也君）　令和5年第2回道志村議会3月定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、3月7日の開会から本日まで、慎重かつ熱心にご審議を賜り、令和5年度一般会計ほか7つの特別会計当初予算をはじめ、提出いたしました案件に議決をいただき、誠にありがとうございました。

また、全員協議会では、村の様々な課題について、多岐にわたり熱心にご審議をいただき、誠にありがとうございました。特に少子化における子育て対策については、大変前向きなご意見をいただくことができ、今後の村政に生かすことができるご意見だったと考えております。

国でも4月にこども家庭庁を発足し、秋頃をめどにその基本的な方針や重要事項を定める、こども大綱を閣議決定する予定であります。少子化対策は、効果が現れるまで息の長い取組が求められていますが、村でも子育て世代の多くが安心して子育てができる生活環境と、子育て世代のニーズに応じたきめ細かな政策を創設していくとともに、安心・安全で豊かな村づくりのためインフラ整備も引き続き推進し、住んでみたい村、住んでよかった村を実感いただける村づくりを進めてまいりますので、議員の皆様にもご協力のほどよろしくお願いいたします。

さて、令和5年度の当初予算では、村に新たな人の流れを創出するための事業や地域の活性化となる事業の新設、安心・安全の創出のため、橋梁の耐震化や医療機器整備などを予算要求し、議決していただきました。そのほかにも提出しております各種の事業は的確に進め、村民の皆様がコロナ前やオリンピックが開催されたときのような、地域のにぎわいを実感していただけるよう努めていかなければならないと思っております。

また、村出身者の佐藤様からのご寄附により創出することができた高校生への就学助成事業も、令和5年度より村の全ての高校生などに、今までの助成金とは別に支給することとな

りました。この事業により、子育て世代の皆様が安心して子育てができる環境を創出できたこと、関係者の皆さんに感謝しているところでございます。

さらに、現在進行中の庁舎役場については、令和5年12月に完成を予定しております。役場庁舎は災害などの拠点機能も備えておりますので、新庁舎の完成により村民の皆様に安心・安全をお届けできるものと思っております。

今後も、様々な施策を展開し、安心・安全で豊かな村づくりを推進してまいりますので、議員の皆様においてもご理解と協力を重ねてお願い申し上げます。

終わりに、日増しに暖かくなり、春の訪れを感じられる過ごしやすい季節となりました。議員の皆様におかれましては、健康に留意され、ますますのご活躍をいただきますようご祈念申し上げます。令和5年第2回道志村議会定例会閉会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

◎閉議の宣告

○議長（出羽和平君） これで、本日の日程は全て終了しましたので、本日の会議を閉じます。

◎閉会の宣告

○議長（出羽和平君） これをもって、令和5年第2回道志村議会定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

（午後3時45分）

上記会議録を証するため下記署名いたします。

令和 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員
